

事業者意見に対する原子力規制庁のコメント

事業者意見に対し、現時点での主な気づき事項は以下のとおり。

【論点 1：安全性向上評価の担うべき役割（中長期的な見直し）】

許認可を要する範囲を減らし、届出のみで行える範囲を拡大することで、より合理的な規制となる可能性は否定しないが、そのためには規制制度全般にわたる相当な議論が必要と考えている。

それに加え、そのような制度にするためには、事業者において次のような仕組みが確保されているという前提条件が必要と考える。

（1）事業者の自主性に委ねた場合に、必要十分な取組が行われること

安全性向上に資する取組を、科学的・技術的な観点から十分に抽出する仕組みが確保されていることが必要。特に自然ハザードが重要。

また、科学的・技術的に抽出された取組を、ハードの構築など大規模な資源の投入が必要なものも含め、経営判断として適切に実施される仕組みであることが必要。

（2）「安全性が向上又はリスクへの影響が軽微」の判断が適切に行われること

安全性が向上又はリスクへの影響が軽微であることを、十分な根拠を持って判断できる仕組みが確保されていることが必要。

特に、リスクの判断を PRA で行うとすれば、その数値が規制上の判断に使えるほど信頼できるものである必要がある。

（3）ATENA に事業者の取組の要件定義や進捗管理を行う能力があること

事業者の取組を ATENA が束ねて要件定義、進捗管理するとして、その技術的能力と事業者に対する権限があることが必要。

また、その役割を担う組織に求められる十分な透明性とガバナンス、事業者からの独立性が確保できていることが必要。

【論点 2：個別の見直し事項】

見直しの方向性は一致していると認識しているが、「規制基準適合状況の説明資料の見直し」の「(3) 構築物、系統及び機器」の部分などについては、さらに実務的な詰めが必要。

【論点 3：設計の古さ】

おおむね、既実施しているという回答であるが、十分有効な取組みとなっているかが分からない。例えば、最新の炉型とではなく全プラントを横並びで比較、設計思想は機器の仕様に見えるため設計思想自体の比較はしないとあるが、それで有効な課題抽出ができるのか。

今後、個別プラントの届出があった際に、事業者と規制委員会でコミュニケーションを取って、改善を図っていくことが重要と考える。